

## 品川区就学相談委員会設置要綱

制定	昭和54年7月1日	
改正	昭和59年4月1日	
改正	平成5年7月1日	
改正	平成13年3月30日	要綱第13号
改正	平成18年4月1日	要綱第12号
改正	平成19年4月1日	
改正	平成24年4月1日	要綱第15号
改正	平成27年3月31日	要綱第12号
改正	平成28年3月31日	要綱第32号
改正	令和3年4月1日	要綱第6号
改正	令和5年4月1日	要綱第19号

### (設置)

第1条 品川区における心身に障害のある児童・生徒の適切な就学を進めるため、品川区就学相談委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、品川区教育委員会教育長に報告する。

- 1 就学相談に係わる相談・面接・観察・診察等に関する事。
- 2 就学相談に係わる資料の収集ならびに作成に関する事。
- 3 就学相談の判断に関する事。
- 4 その他、就学相談に関する事。

### (構成)

- 第3条
- 1 委員会は別表に掲げる委員をもって構成する。
  - 2 委員会の委員は教育長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (小委員会の設置)

第5条 委員会は必要に応じて、小委員会を置くことができる。

### (委員会及び副委員長)

- 第6条
- 1 委員会に委員長及び副委員長を置く。
  - 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
  - 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
  - 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (会務の召集)

第7条 委員会は必要に応じて、委員長が召集する。

付則 この要綱は、昭和54年7月10日から施行する。

- 付則 この要綱は、昭和59年 4月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成 5年 7月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

(別表)

分野	指定委員	人員
医師等	精神科医、小児科医、耳鼻咽喉科医、言語聴覚士、その他必要に応じた専門医師等	4名以上
都立特別支援学校教育職員	都立特別支援学校教職員	5名以上
障害者団体代表		2名以上
療育施設の職員		1名以上
児童施設の職員	区立幼稚園長代表、区立保育園長代表	4名以上
区立学校教育職員	区立小学校および義務教育学校(前期課程) 学校長代表 区立中学校および義務教育学校(後期課程) 学校長代表 区立小学校および義務教育学校(前期課程) 学級担任代表 区立中学校および義務教育学校(後期課程) 学級担任代表	60名以上
教育委員会事務局	教育次長、学務課長、 教育総合支援センター長、特別支援教育担当課長、統括指導主事、指導主事、特別支援教育担当主査、特別支援教育アドバイザー、教育心理相談員	10名以上